

被災地における基幹型臨床研修病院の指定の考え方について

東日本大震災の被災地の病院より基幹型臨床研修病院としての指定申請がなされた場合の指定に係る考え方は、以下のとおりとする。

[考え方]

指定基準の一部を満たしていない場合であっても、震災復興下における災害時医療の研修という視点から、当分の間、以下を条件とし、特例的に基幹型臨床研修病院としての指定を認めるものとする。

その際、研修医が当該病院において原則2年間で臨床研修の基本理念に則った研修を修了できるものであることを前提とする。

- ① 協力型臨床研修病院の全面的な支援が得られること（別紙参照）。
- ② 災害時医療に関する研修が研修プログラムに盛り込まれていること。
- ③ 当該病院が、協力型臨床研修病院として、研修医を受け入れた実績があること。
- ④ 基幹型臨床研修病院として指定する期間は、原則として2年間とし、その後については、復興の状況等に鑑み改めて検討すること。
- ⑤ 指定後、上記①について確認するため、訪問調査を実施すること。
- ⑥ 上記⑤の訪問調査の結果、適切な指導体制が確保できない、又は研修医が基本的な診療能力を修得することができないと判断された場合には、医道審議会（医師臨床研修部会）の意見を聴いた上で、当該指定を取り消す場合があること。
- ⑦ 当該特例措置は、岩手県、宮城県、福島県に所在する病院を対象とすること。

なお、本取扱いについては、追って関係方面に通知を発出し周知することとする。